



広報みき2020年5月号(No.901)はこのページの内側に入っています。

## 兵庫県下に「緊急事態宣言」発令中

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力ください。

こまめな手洗いを徹底!

密閉・密集・密接を避ける!

守ろう! 咳エチケット

## 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

● 次の症状がある方は、帰国者・接触者相談センターに電話で相談しましょう。

① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く

② 強いだるさや息苦しさがある

● 重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、**妊婦さん**は、こうした状態が**2日程度続いたら**相談してください。

### 帰国者・接触者相談センター (加東健康福祉事務所)

## ☎0795-42-9436

受付時間：9時～17時30分(平日のみ)

---

### 新型コロナウイルス感染症についての相談 三木市 健康増進課

## ☎86-0900

受付時間：8時30分～17時(平日のみ)

### その他、制度などについての相談 三木市コロナウイルス相談窓口

## ☎82-2000(内線：2485)

受付時間：8時30分～17時(平日のみ)

---

### 兵庫県の相談窓口

☎078-362-9980  
 FAX: 078-362-9874  
 受付時間：24時間

### 厚生労働省の相談窓口

☎0120-565653  
 FAX: 03-3595-2756  
 受付時間：9時～21時

市が発信する新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は市ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら

広報みき No.901  
 2020年5月1日発行

編集発行：三木市総合政策部秘書広報課 ☎0794-82-2000(代)  
 〒673-0492 上の丸町10番30号  
<https://www.city.miki.lg.jp/>

広報みきは新聞折込(日刊紙)、宅配でお届けしています(点訳版・音訳版もあり)新聞未購読の方や点訳版・音訳版をご希望の方は(市)秘書広報課までご連絡ください。

■人口(3月末現在)  
 76,929 (－176)  
 男：37,289 (－63)  
 女：39,640 (－113)  
 世帯数：34,033 (+90)

## 市立学校園などでの感染症への対応

4月22日時点の情報です。最新情報は市ホームページをご覧ください。

### 市立学校は5月6日まで臨時休校

小学校、中学校、特別支援学校は、5月6日(水)まで臨時休校しています。変更などがありましたら、各学校から連絡します。学習課題や配布物等については、各学校から送付します。日々、健康観察を実施いただき、体調に異変がありましたら、学校へ連絡してください。

### 幼稚園は5月6日まで臨時休園

幼稚園は、5月6日(水)まで臨時休園しています。変更などがありましたら、各園から連絡します。

### 認定こども園、保育所およびアフタースクールの対応

可能な限り利用の自粛を要請した上で、社会生活を維持するために、就業が必要な保護者を対象に事業を継続しています。

## 【事業者向け情報】経営相談や融資制度、保証制度

給付支援情報は3ページをご覧ください

- **経営相談窓口**
- ▼ **対象** 新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、またはその恐れのある中小企業・小規模事業者
- 問 **三木市中小企業サポートセンター**  
☎70-8008
- **雇用調整助成金に特例措置**
- ▼ **対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- ▼ **内容** 経済上の理由により、事業の縮小を余儀なくされた事業者が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することで、従業員の雇用を維持した場合に助成
- 問 **兵庫県労働局 ハローワーク助成金デスク**  
☎078-221-5440

融資制度		対象	要件	問い合わせ先
国	国民生活事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化している人	最近1か月間の売上高などが前年または前々年同期に比べ5%以上減少していること(業歴3か月以上1年1か月未満の場合は別途要件あり)	日本政策金融公庫 ・明石支店 ☎078-912-4114 ・神戸支店 ☎078-341-4981
県	新型コロナウイルス対策貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内で事業を営む中小企業者など	最近1か月間の売上高などが前年同期に比べ5%以上減少していること	兵庫県産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321

保証制度		対象	要件	問い合わせ先
セーフティネット保証4号(自然災害など)	新型コロナウイルス関連	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内で事業を営む中小企業者など	最近1か月間の売上高が前年同月に比べ20%以上減少し、その後2か月を含む3か月間の売上高などが前年同期と比べ20%以上減少が見込まれること	(市) 商工振興課 ☎82-2000
セーフティネット保証5号(業況が悪化している業種)			次のいずれも満たすこと ① 指定の738業種 ② 最近3か月間の売上高などが前年同期に比して5%以上減少が見込まれる	
危機関連保証の認定			最近1か月間の売上高などが前年同月に比べ15%以上減少し、その後2か月を含む3か月間の売上高などが前年同期と比べ15%以上減少が見込まれること	

4月22日時点の情報です。最新情報は市ホームページをご覧ください。

# 緊急経済対策を実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市内にも甚大な影響を及ぼしていることから、緊急に臨時の市議会を招集し、市内の事業者や市民の皆様の暮らしを守るための支援を実施します。(事業内容は4月22日時点のものです。今後変更になる場合があります。)

### 事業者の皆さまへ

経営相談、融資制度、保証制度情報は4ページをご覧ください

**市独自に1億5千万円を支出**

●**事業の継続を支援**  
**【対象者】** 市内に主たる事業所を有する中小企業・個人事業主で令和2年6月末日までに新型コロナウイルス感染症対策として規定されている融資を受ける(受けた)方  
**【給付額】** 融資額の5% (上限30万円)  
**問(市) 商工振興課 中小企業振興係**

●**休業事業者等の経営継続を支援**  
 [県市協調事業(事業の実施主体は兵庫県、市は事業費の1/3を負担)]  
**【対象者】** (次の全てを満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主)  
 ・緊急事態宣言による休業要請や営業時間短縮などの協力依頼に応じた事業所  
 ・売上が令和2年4月において単月で前年同月対比50%以上減少している事業者など  
 ・事業を休業していること  
**【支援額】**  
 ・中小法人 100万円(飲食店及び旅館・ホテルは30万円)  
 ・個人事業主 50万円(飲食店及び旅館・ホテルは15万円)  
**問** ・(県)問い合わせ専用ダイヤル 078-362-9301  
 ・(市)商工振興課 中小企業振興係

●**社会福祉施設などにおける感染拡大防止対策を推進**  
 デイサービスセンターなど社会福祉施設において、感染が疑われる方が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう消毒・洗浄に必要な費用について補助します。  
**問(市)介護保険課**

### 市民の皆さまへ

●**家計への支援(特別定額給付金(1人10万円))**  
**【対象者】** 令和2年4月27日時点で三木市に住民登録がある方  
**【給付額】** 1人当たり10万円  
**【申請方法など】** 準備ができ次第、世帯主の方に申請書などを郵送しますので、書類を確認のうえ申請してください。  
**問(市)市民協働課**

●**子育て世帯の生活を支援(子育て世帯への臨時特別給付金)**  
 児童手当を受給する世帯等に臨時の一時金を支給します。  
**【対象者】** 平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた子ども(所得制限を超えている特例給付の世帯を除く)  
**【給付額】** 対象児童1人につき1万円  
**【申請方法】** 原則、申請不要(支給を希望されない場合のみ、後日郵送する申出書を提出してください)。  
**問(市)子育て支援課**

●**傷病手当金を支給(国民健康保険・後期高齢者医療保険)**  
 国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者のうち会社員(給与収入のある方)で、新型コロナウイルス感染症に感染したため(感染が疑われるため)勤務ができず、その間の給与の支給がない方に傷病手当金を支給します。  
**問(市)医療保険課**

●**学校の感染症対策を強化**  
 臨時休校終了後の感染症対策として、各小中特別支援学校に布マスクや消毒液などを設置します。(布マスク1万2千枚、消毒液450ℓ、非接触式体温計125個)  
**問(市)教育総務課**

### 事業全般に広く使える給付金 持続化給付金について

(国の令和2年度補正予算の成立が前提となります。申請時期は未定です。)

▼**対象者** 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

▼**要件** 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少しているもの。

(2020年1月から2020年12月のうち任意の単月と、前年同月の比較)

▼**給付額**  
 ・法人 200万円  
 ・個人事業者 100万円

ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。最新情報は、中小企業庁ホームページをご覧ください。

**問 中小企業 金融・給付金相談窓口**  
 ☎0570-783183

**Q4** 外出してもいいですか?

**A4** 不要不急の外出は避けましょう。  
 生活維持に必要な外出(食料品・日用品の買い物や通院、散歩など)以外は控えていただくようお願いします。  
 自治会などの集会についても中止や延期をお願いします。



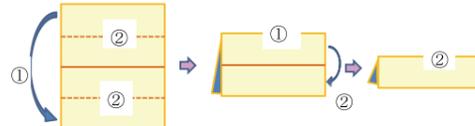
**Q5** 不織布マスクが手に入りません

**A5** 代用品を使いましょう。  
 ガーゼマスクやハンカチ、タオルなど口をふさげるものでも飛沫(くしゃみなどの飛び散り)を防ぐ効果があります。  
 ガーゼマスクは、洗って清潔に保ちましょう。  
 また、ハンカチマスクの作り方を紹介します。

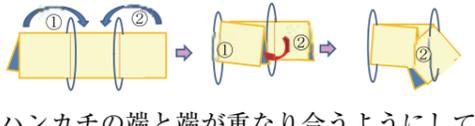


**【ハンカチマスクの作り方】**  
**【準備物】**  
 ・大きめのハンカチ  
 ・ゴム(ヘアゴム、輪ゴムなど)2つ

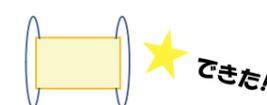
①ハンカチを半分に折り、さらに半分に折って細長くする



②幅を3等分した位置にゴムを左右から通し、両端から折る



③ハンカチの端と端が重なり合うようにして折り込むと完成!



★ できた!

### 社協からのお知らせ 新型コロナウイルス特例貸付など

●**緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)**  
 ▼**対象世帯** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
 ▼**限度額** 10万円(ただし、条件によっては最高20万円まで)

# 大切な命を守るために 新型コロナウイルスQ&A

**Q1** 新型コロナウイルスはどのように感染しますか?

**A1** 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。  
 ①**感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」**  
 ②**ウイルスに触れた手で口や鼻、目を触ることによる「接触感染」**

**Q2** PCR検査を受けたいのですが、すぐに受けられますか?

**A2** いいえ。誰もがすぐにPCR検査を受けられるわけではありません。  
 医師がPCR検査を必要と認めた場合のみ、検査を受けることができます。

**Q3** 収入が減少して生活が困難です。市税や公共料金の猶予措置はありますか?

**A3** 以下の市税や公共料金には猶予制度があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先	
・市税 ・国民健康保険税	・(市)債権管理課 問 ☎82-2000(内線2332) ・(市)税務課 問 ☎82-2000(内線2316)
介護保険料	(市)介護保険課 問 ☎82-2000(内線2356)
後期高齢者医療保険料	(市)医療保険課 問 ☎82-2000(内線2341)
水道料金	水道お客様センター 問 ☎82-2010

●**総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)**  
 ▼**対象世帯** 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、新たに生活再建を行う間の貸付を必要とする世帯  
 ▼**要件** (市)福祉課生活支援係に相談の上、自立に向けて継続的な支援を受けること

特例貸付の詳細については、社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

**問 三木市社会福祉協議会** ☎82-4043



▲ホームページはこちら